



City planning Long-term Comprehensive Plan of HASHIMOTO CITY

橋本市長期総合計画

後期基本計画

平成25年度～平成29年度



時間ゆたかに流れ
くらし潤う創造都市 橋本

市長あいさつ

とき

時間ゆたかに流れ ぐらし潤う創造都市 橋本

の実現に向けて



橋本市長

木下善之

本市は、平成 20 年 3 月に「時間ゆたかに流れ ぐらし潤う創造都市 橋本」を将来像とした橋本市長期総合計画を策定し、まちづくりをすすめてきました。

この度、中間年度を迎えましたが、前期の 5 年間には、東日本大震災をはじめ、地域主権の進展、人口減少の進行など本市を取り巻く社会情勢も大きく変化しております。

これら社会情勢の変化への対応や、前期の事業を振り返ることで、より実効性のある計画とするため、平成 25 年度から始まる後半 5 年間の取り組み方針を定めた後期基本計画を策定しました。

前期 5 年間の主な取り組みとして、保健福祉センターの建設、こども園の開設、防災行政無線の整備や橋本駅及び周辺のバリアフリー化、京奈和自動車道、国道 371 号の整備促進、企業誘致活動の展開、橋本小中一貫校の開設など取り組んでまいりました。

後期基本計画では、これらの前期事業で築いた基盤を強固なものにするとともに、本市の持続的な発展のため、人口減少や、厳しい財政状況等の課題に対し、集中的・横断的な施策を展開してまいります。また、より一層、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、まちの将来像「時間ゆたかに流れ ぐらし潤う創造都市 橋本」の実現に向け、市一丸となったまちづくりに取り組みます。

最後に本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました橋本市長期総合計画審議会委員の皆様をはじめ、ご意見・ご提案を賜りました市民、各種団体の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、今後とも一層のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



目次

●第1部 総論

- 1. 後期基本計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の構成 2
- 3. 時代の潮流と橋本市 3
- 4. 市民意識から見る橋本市 13

●第2部 基本構想

- 1. まちの将来像 16
- 2. まちづくりの基本指標 21
- 3. 施策展開の基本方向 26

●第3部 基本計画（後期）

- 第1編 主要課題対応施策 35
- 第2編 行政推進の基本姿勢 43
- 第3編 まちづくりの基本施策 52
 - 第1章 市民の力が活きるまちづくり 57
 - 第2章 健やかで安心して暮らせるまちづくり 67
 - 第3章 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり 98
 - 第4章 活力ある産業を育成し若者が定住できる
まちづくり 125
 - 第5章 個性ある人と文化を育むまちづくり 148

●付属資料

策定体制、策定経緯、審議会条例、委員名簿、用語解説

第1部 総論

1. 後期基本計画策定の趣旨
2. 計画の構成
3. 時代の潮流と橋本市
4. 市民意識からみる橋本市

1. 後期基本計画策定の趣旨

本市の長期総合計画は、市町合併後の新市のまちづくり指針となる総合計画として平成 20 年 3 月に策定され、将来像「時間(とき)ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本」の実現に向けて、当該計画に示された政策・施策のもと事業を展開してきました。

平成 24 年度で中間年度を迎え、人口減少、少子高齢化の進展、社会情勢や市民ニーズなど本市を取り巻く状況に大きな変化がみられます。さらに、地方分権による地域の主体性が重視される今、市の自己決定と自己責任のもと、自立した行政経営が求められます。

そのため、前半 5 年の実績を分析・検証し、行政資源（ヒト・モノ・カネ）の配分のあり方を見直し、効率的かつ効果的な行政経営を行うため総合計画後期基本計画の策定を行うものです。



2.

計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

①基本構想

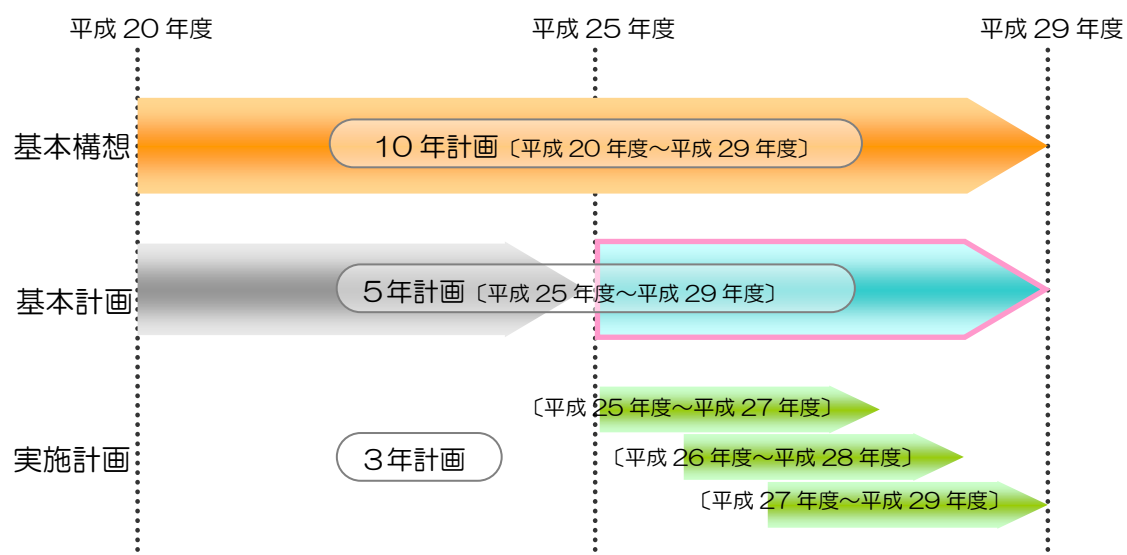
基本構想は、橋本市が目指す将来像や、まちづくりの基本目標を設定し、これらを達成するための施策展開の基本方向を示しています。現基本構想は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の構想として策定しており、根幹となる部分であるので、現基本構想を継承するものとします。

②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる目標等を実現するための施策内容を示したものです。計画期間は、基本構想と同じ 10 年間としてきましたが、社会情勢の変化等に対応し、実効性のある計画とする必要があるので、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間を前期、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間を後期とし、今回、後期基本計画を策定することとします。

③実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策の具体的な事業を明らかにするもので、財政的な見通しとの整合性を考慮し、計画期間を 3 年間として、ローリング方式により毎年度策定します。



3.

時代の潮流と橋本市

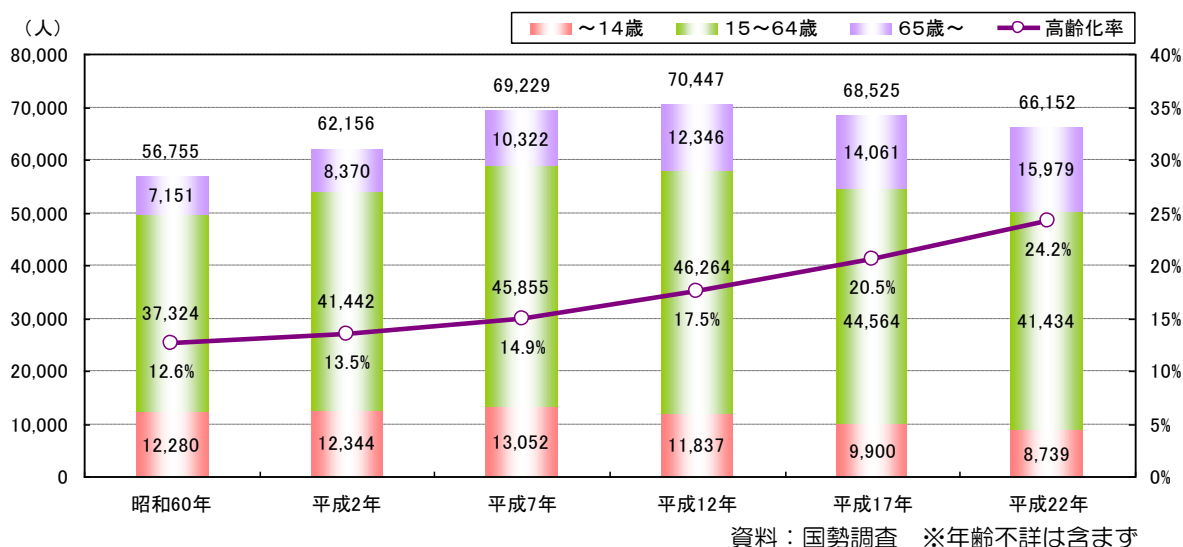
(1) 少子高齢化・人口減少

日本は、総人口の減少、出生率の低下など本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えています。特に高齢化率は、このままの状況が続けば、平成67年に40.5%まで上昇すると見込まれています。本市の人口は、平成11年をピークにその後減少し、今後も減少していくことが予想されます。少子高齢化社会が進展することで、地域活力の低下や消費・労働力人口の減少に伴う税収の減少につながるだけでなく、社会保障費が増大し、住民の社会生活のさまざまな分野に影響をもたらすことが懸念されています。そのなかで、団塊の世代が地域社会の担い手として参画できる仕組みを整えていくことが求められています。

■本市の動向

- 人口は、減少し続けており、今後もこの傾向は継続します。また、人口減少が進むなかで出生率の低さと相まって、子どもの人口がより少なくなる少子化社会に拍車がかかります。
- 高齢者は、今後も増加し、特に75歳以上の後期高齢者が増加することで、様々な社会的な支援が必要になることが予想されます。

人口・世帯数の推移



■本市の課題

- 定住化の促進：地域経済の基本となる人口を支えるため、定住化促進が課題
- 子育て環境：子どものいる地域にするため、生みやすく、育てやすい環境形成が課題
- 高齢者の活躍：高齢者が増加するなか、地域の担い手として地域社会への参画が課題

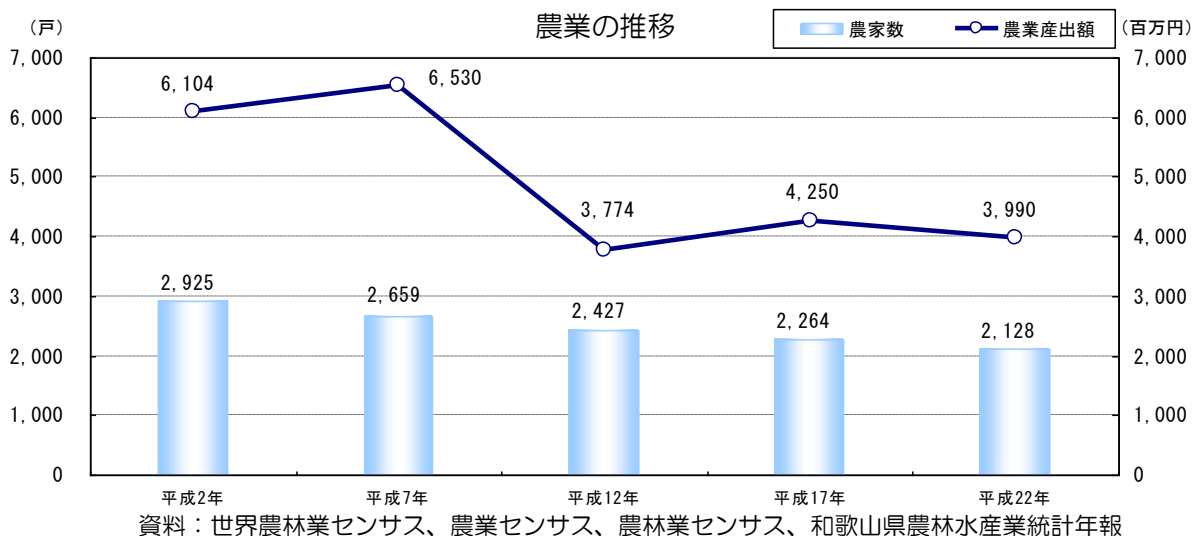
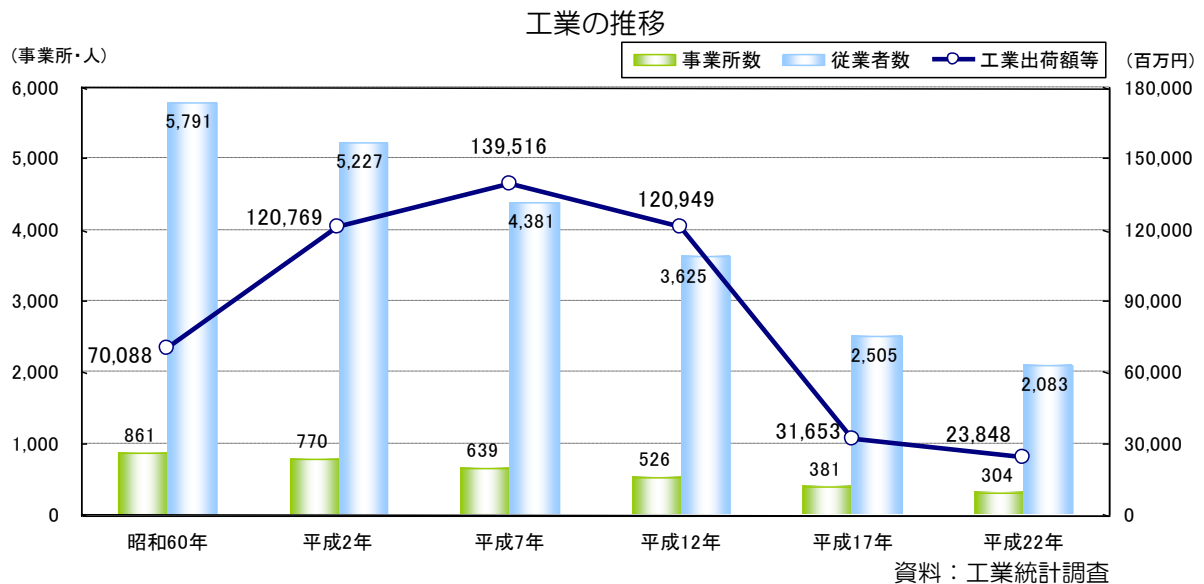
（２）経済・産業

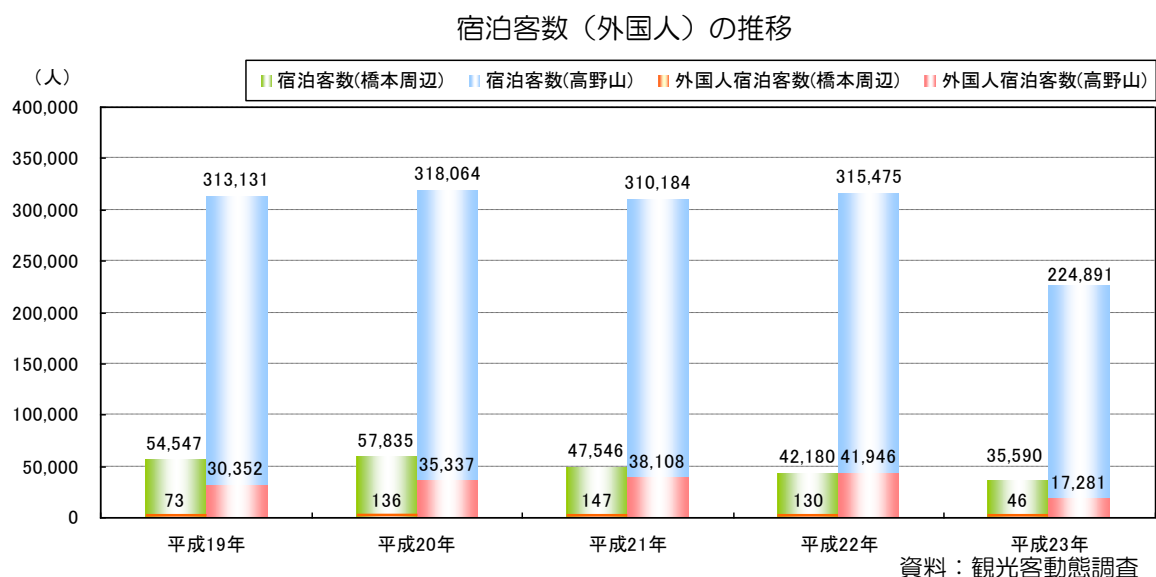
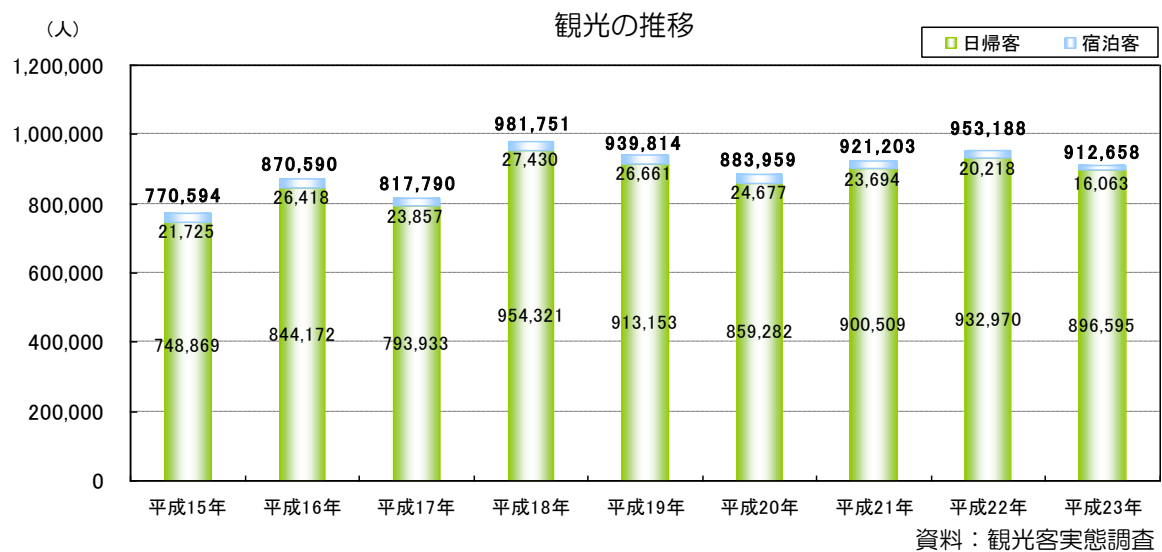
平成 20 年のリーマンショックや、平成 21 年から始まった欧州債務危機により世界的な経済が減速しました。また、今後も欧州債務危機の再燃等、世界経済の下振れリスクのある不安定な状況となっています。また、これらの世界の信用不安によりドル・円レート、ユーロ・円レートなど主要通貨に対して、急激な円高が進行し、日本経済に大きな影響を与えています。

日本では、東日本大震災からの本格的な復興により国内需要の成長が見込まれるものの、世界経済の影響や、社会保障・税一体改革関連法による増税など景気後退要因も多く、国民の将来に対する不安感は強くなっています。

■本市の動向

- 工業の従業者数・事業所数は、ともに昭和 60 年以降減少傾向が続いています。
- 農家数は、減少傾向にあり、農業産出額も、平成 7 年をピークに減少しています。
- 観光入込客数は、観光客総数（日帰客と宿泊客の合計）はほぼ横ばい状況であるものの、宿泊客は平成 18 年をピークに減少しています。





■本市の課題

- 地場産業・農業等の活性化：地域の景気浮揚のため、既存産業が活性化する取組が課題
- 産業等の担い手の確保：地域経済が持続するため、産業を支える人材の確保が課題
- 観光など新たな産業の創出：外国人観光客なども視野にいれた受入環境の充実や、既存産業だけでなく、新たな産業の育成が課題

（３）地域主権社会

日本は成熟社会を迎え、平成 11 年に地方分権一括法が制定し、これを受けて中央集権型の行財政システムから地方分権へと転換したことで、地域の個性を尊重したまちづくりが求められるようになりました。

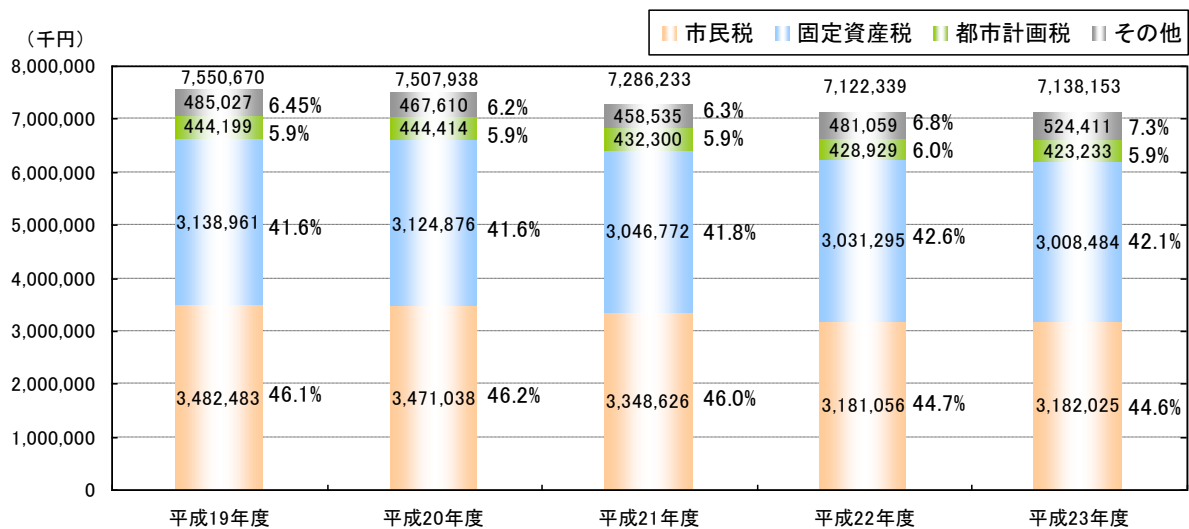
そうしたなかで、平成 21 年の地方分権改革推進計画閣議決定を受けて本格的な権限委譲が進んでおり、今後の行政サービスは住民に最も身近な市町村が主体となって実現していくこととなり、これまで以上に自らの財政基盤を確立するとともに、政策形成能力の向上が求められます。

また、地域における自己決定と自己責任の原則のもと、住民と行政がパートナーシップを発揮しつつ、地域の各種団体やNPO、ボランティアなど多様な主体と協働・連携して、今後のまちづくりに取り組んでいく住民自治の実現が求められています。多様化する社会的なニーズに対して官民の役割分担を見直し、市民・事業者・行政の協働といった「新しい公共」の概念における取組が求められています。

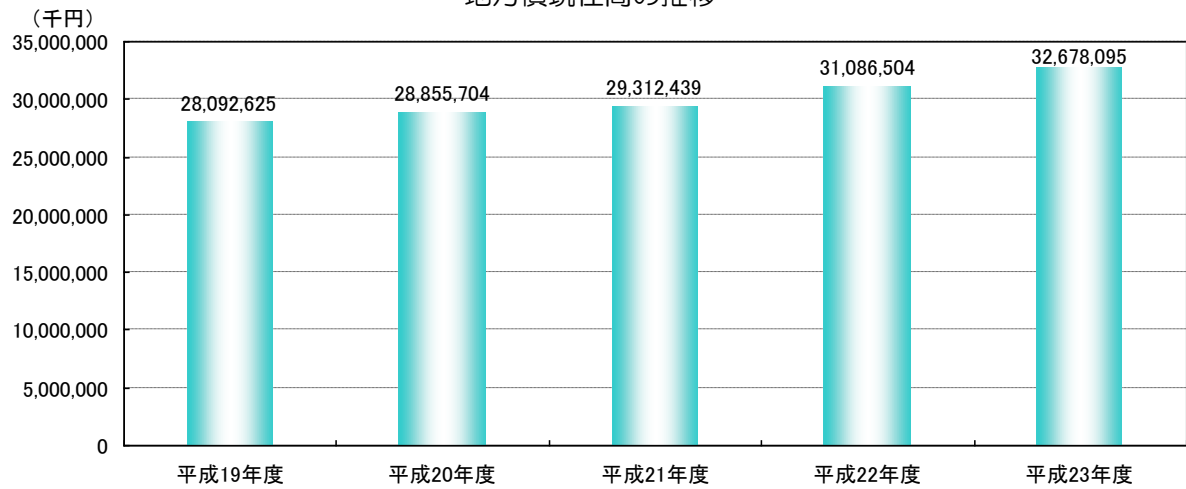
■本市の動向

- 財政は、歳入のうち地方税について 5 年間で総額が約 5.5%減少しており、減少傾向にあります。一方、地方債現在高は大きく積み上がってきています。
- 厳しい財政状況を踏まえ、橋本市行政大綱に基づいた自立した行財政運営を目指し、行財政改革を進めています。

歳入の推移



地方債現在高の推移



資料：全会計財政状況一覧（橋本市）

■本市の課題

- 行政組織・運営：行政改革推進計画の着実な実施や、権限委譲に伴う行政業務のアウトソーシングなど効率的な運営が課題
- 税収確保：地域の産業育成や定住化の促進など自主的な財源の確保が課題

(4) 循環型社会

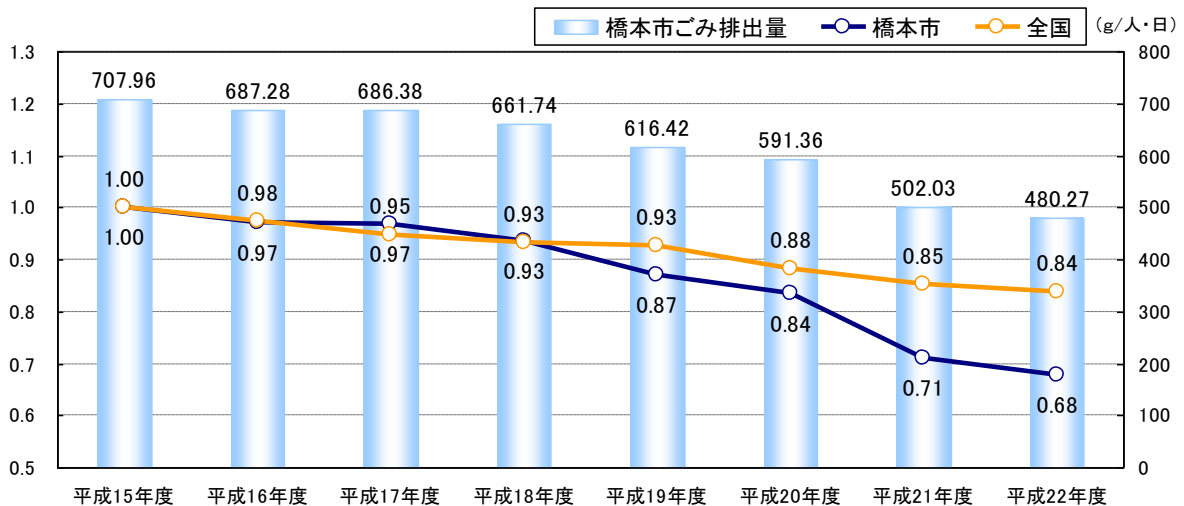
地球環境に関しては、開発に伴う様々な問題に対して平成4年にリオデジャネイロで開催された地球サミットから国際社会の取組が始まっています。その取組においては、開発と環境保全の両立が求められるなかで温室効果ガス排出量の削減が大きなテーマとなっています。

国内においても、地球温暖化防止、循環型社会の構築、自然環境の保全・再生など、環境への国民の関心が高まっています。また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受けて、エネルギー政策の見直しが求められており、化石燃料から持続可能な資源エネルギーへの変換、エコ家電・エコカー等の普及など、環境に配慮したライフスタイルに新たな価値観が見出されています。本市でも、市民一人ひとりが生活や日常活動を見直すとともに、市民と行政が一体となって環境負荷を軽減する取組などを推進し、循環型社会を構築することが必要です。

■本市の動向

- 全国の温室効果ガス排出量の増加要因は、全国的に家庭部門や業務部門の増加が大きいため、家庭等での節電、省エネルギーが重要となっています。
- 廃棄物等については、一人一日当たりの家庭ごみ排出量が、全国平均を超える削減割合となっており、ごみ減量化施策の取組成果が見られます。

一人一日当たりの家庭からのごみ排出量の推移



資料：日本の廃棄物処理（環境省）、一般廃棄物処理基本計画（橋本市）

■本市の課題

- 温室効果ガス：家庭等から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた節電、省エネルギーへの取組などの促進が課題
- ごみの減量：持続可能な社会とするため、ごみの総量や家庭ごみの減量化の継続が課題
- ごみ再資源化：分別回収などのリサイクル活動の推進が課題

(5) 安全・安心

平成 23 年の東日本大震災をはじめ、近年、局地的な豪雨等、これまでの統計や経験則が当てはまらない自然災害が頻発しており、これらの自然災害を完全に食い止めることができない中で、減災を視点に置いたハード、ソフトでの対策が必要となっています。

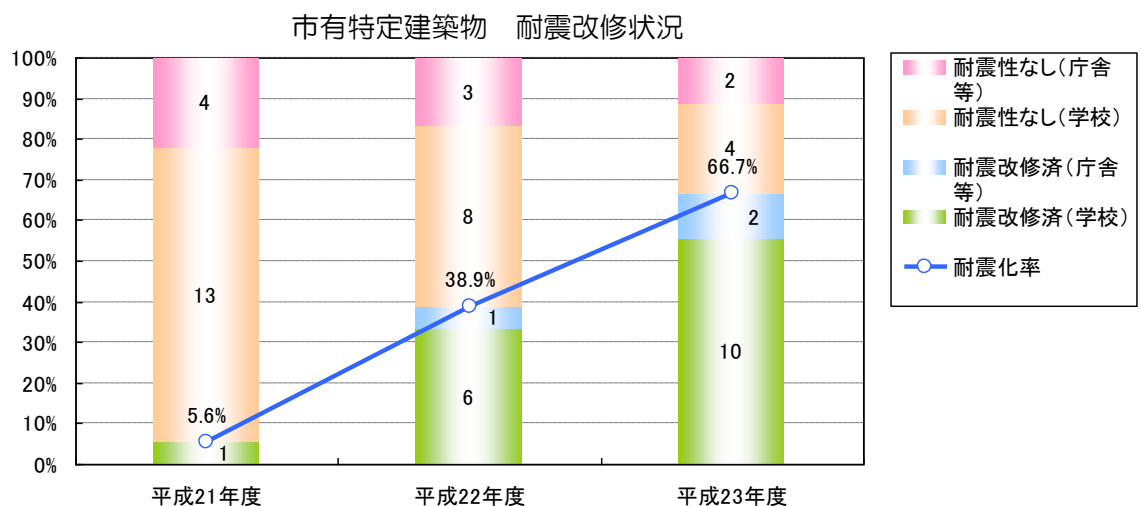
また、高齢化に伴い避難等の要援護者が増加するなど、日常における防災意識の向上や災害時の地域での対応方法の強化が求められています。

交通事故は減少傾向にあるものの、高齢者が関係する重大事故が増加するなど高齢者の安全確保が重要となっています。また、刑法犯は、認知件数が減少していますが、一方、検挙率が低迷しており、地域の安全を脅かす状況となっています。

このようななか、安全で安心なまちづくりを進めるためには、自らの地域は自らが守るという連帯意識のもと、総合的な防災対策と危機管理体制の構築をはじめ、防犯、消防、交通事故防止、国民保護などの日常生活における安全性の向上を目指した取組が必要です。

■本市の動向

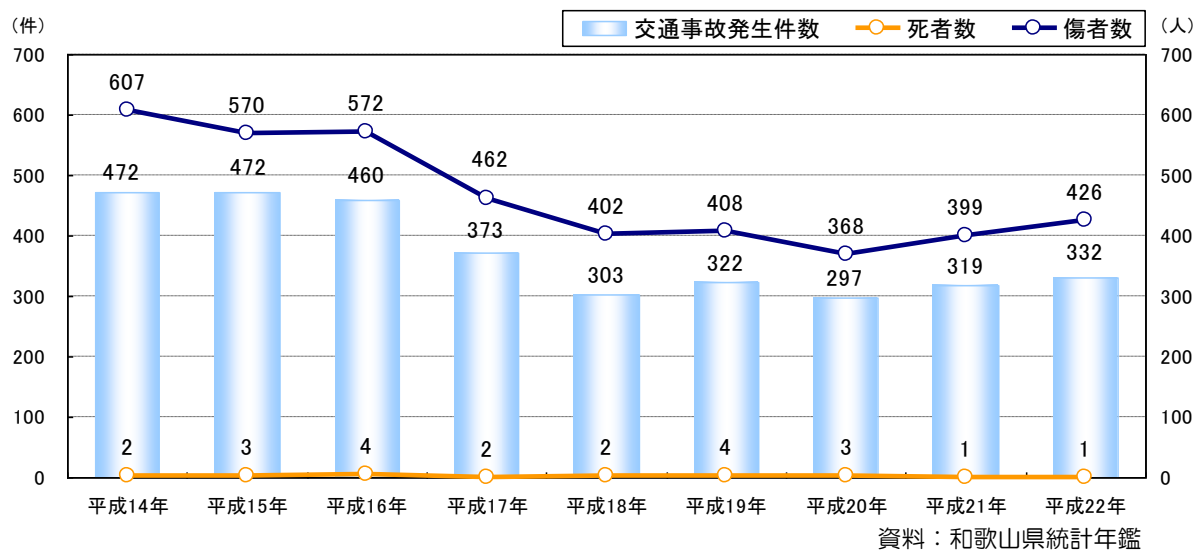
- 東南海・南海地震や活断層地震などに備え、公共施設等の特定建築物は、耐震改修が進んでいます。
- 交通事故は、発生件数、負傷者数で減少傾向が見られますが、県内では高齢者が関係する事故の割合が増加しています。
- 刑法犯は、認知件数が平成 16 年をピークに減少していますが、依然として高い水準となっています。



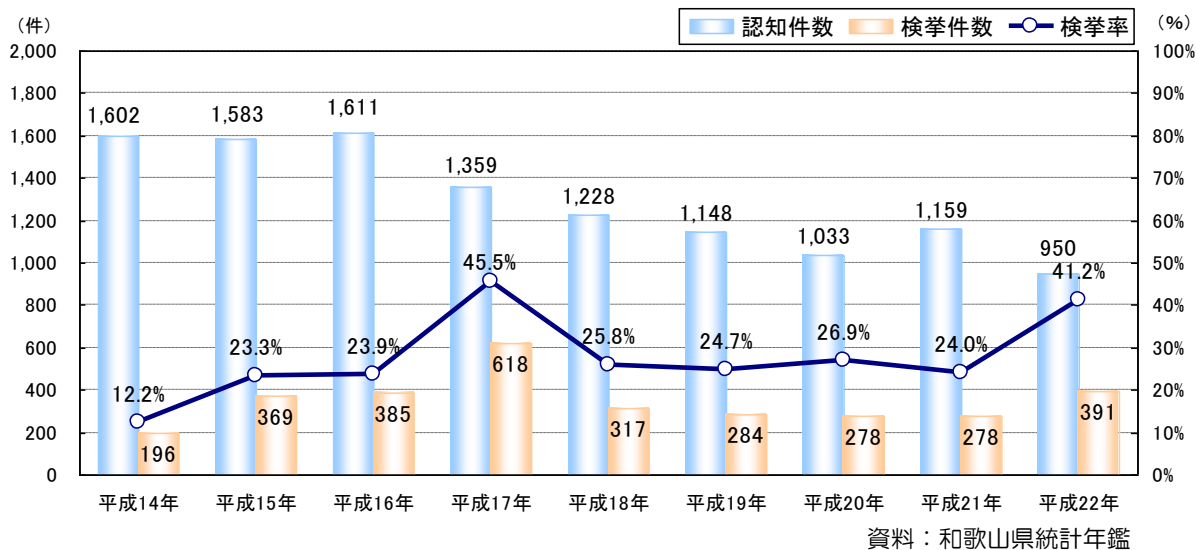
資料：特定建築物耐震化の状況および実績調査（橋本市）

※特定建築物：耐震改修の促進に関する法律第6条

橋本・かつらぎ警察署管轄の交通事故の推移



橋本・かつらぎ警察署管轄の刑法犯等の推移



■本市の課題

- 災害に強いまちづくり：地震や豪雨など自然災害に強いインフラ整備を行うことが課題
- 防災体制：災害時に避難、救助等が迅速にできるように、行政だけでなく、市民が主体となった自主防災体制の強化が課題
- 交通安全対策：警察と連携し、事故多発箇所の改善と、高齢者の交通安全教育などが課題

（６）共生

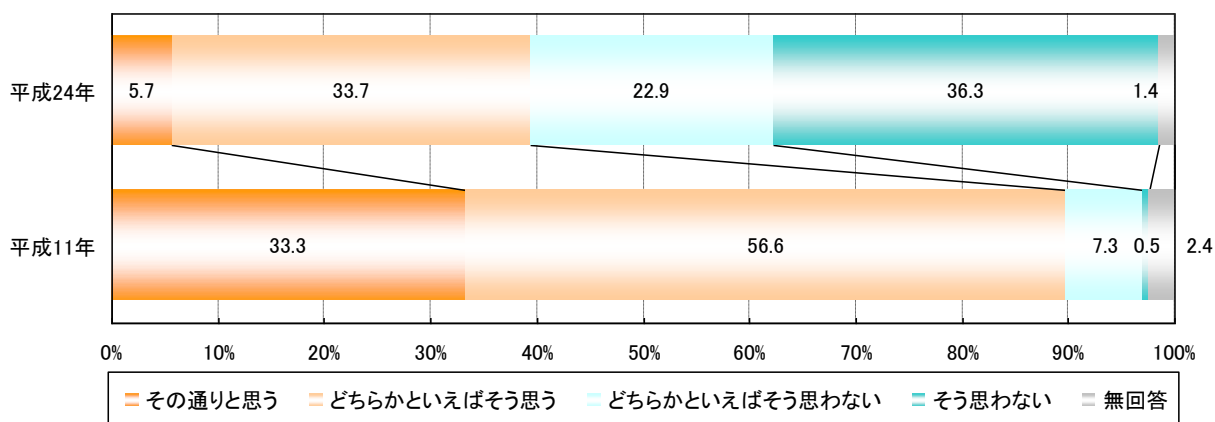
東日本大震災を契機に絆を大切にし、本当の意味で心の豊かさが求められる時代へと変化し、精神的なゆとりや生きがいが重視されるようになっていきます。また、国内では仕事と生活の調和を重視するワークライフバランスの考え方も広がっています。

国策として観光立国を目指す取組が進められるなかで、外国人登録者や外国人観光客が増えることが予想され、多文化共生、ユニバーサルデザイン、男女共同参画など多様な価値観や個性を尊重した共生できる社会の実現が求められています。

■本市の動向

- 男女共同参画に関する市民意識調査のなかで、「男は仕事・女は家庭との考え方」を見ると、性別役割分担の意識が、平成 11 年の 9 割程度から、平成 24 年では 4 割程度へと改善が見られます。平成 24 年に第二次橋本市男女共同参画計画を策定し、子育て・介護サービスの充実、男女のエンパワーメントへの支援等により男女共同参画社会の実現を推進しています。
- 橋本駅及び林間田園都市駅の駅舎等のバリアフリー化や、橋本駅周辺を中心とした道路のバリアフリー化など人にやさしいまちづくりを推進しています。

「男は仕事・女は家庭との考え方」の意識



資料：男女共同参画に関する市民意識・実態調査（橋本市）

■本市の課題

- 男女共同参画：産業や市民活動など様々な分野で男女共同参画を進めることが課題
- バリアフリー化：公共施設や公益施設など多くの市民が集まる施設についてバリアフリー化の整備を進めることが課題
- 外国人対応：本市に暮らす外国人、観光等で訪れる外国人など誰もが共生できる環境づくりが課題

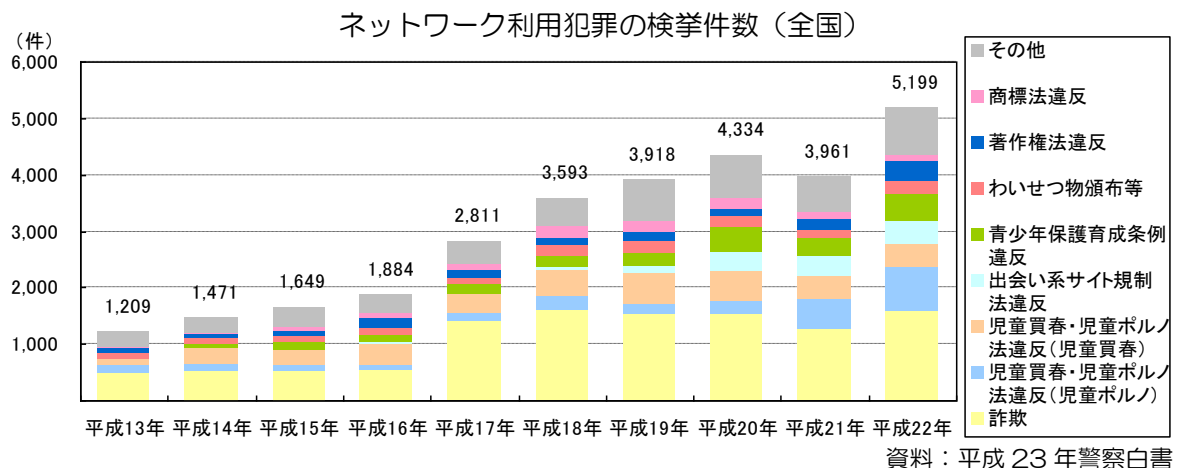
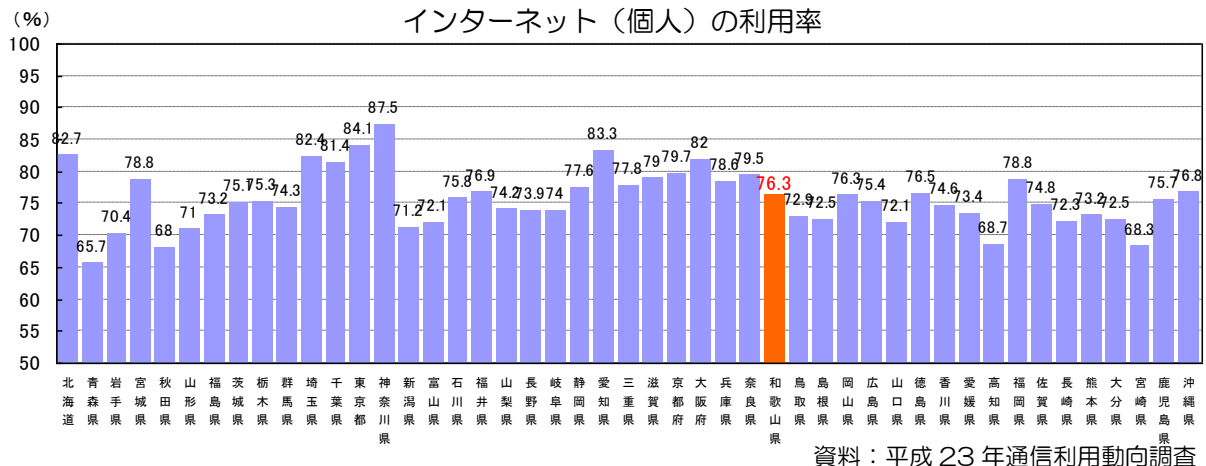
(7) 高度情報化

インターネットや携帯電話の普及など、近年の情報通信技術の発達、生活の利便性・産業の生産性の向上とともに、情報交流の活性化など、国民生活に大きな影響を与えています。

「いつでも、どこでも、誰でも」ネットワークとつながり、情報の自由なやり取りを可能とするユビキタスネット社会の実現に向けた取組が進められるなかで、便利さの反面、犯罪も増加傾向であり、青少年への有害な情報など倫理観やセキュリティの向上が求められています。

■本市の動向

- セキュリティ：インターネットの個人利用率が向上するなかで、教育現場等でも、情報モラルの向上など情報共有を進めています。
- 行政サービス：市ホームページにおいて、各種申請書の情報提供や、学校でパソコン等を活用した授業を行うなど、市民の利便性向上を図っています。



■本市の課題

- 行政情報：行政情報がどこでも入手できるようにライフスタイルに合わせた提供が課題
- 行政サービス：情報インフラを活用し、市民へサービス提供の多様化を図ることが課題
- 情報格差：デジタルデバイドの解消に向け、情報活用の教育機会を増やすことが課題

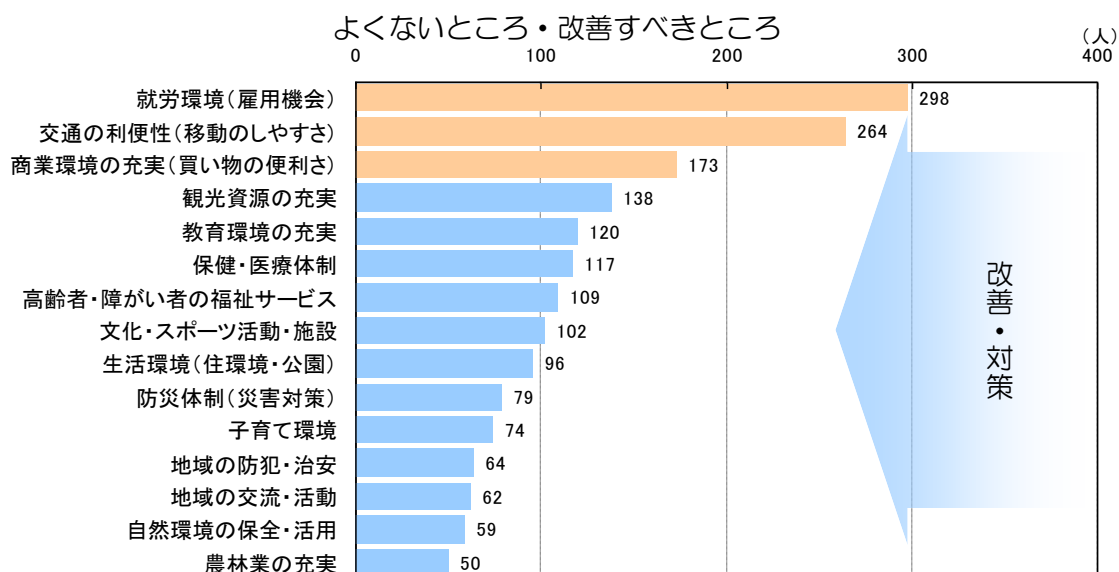
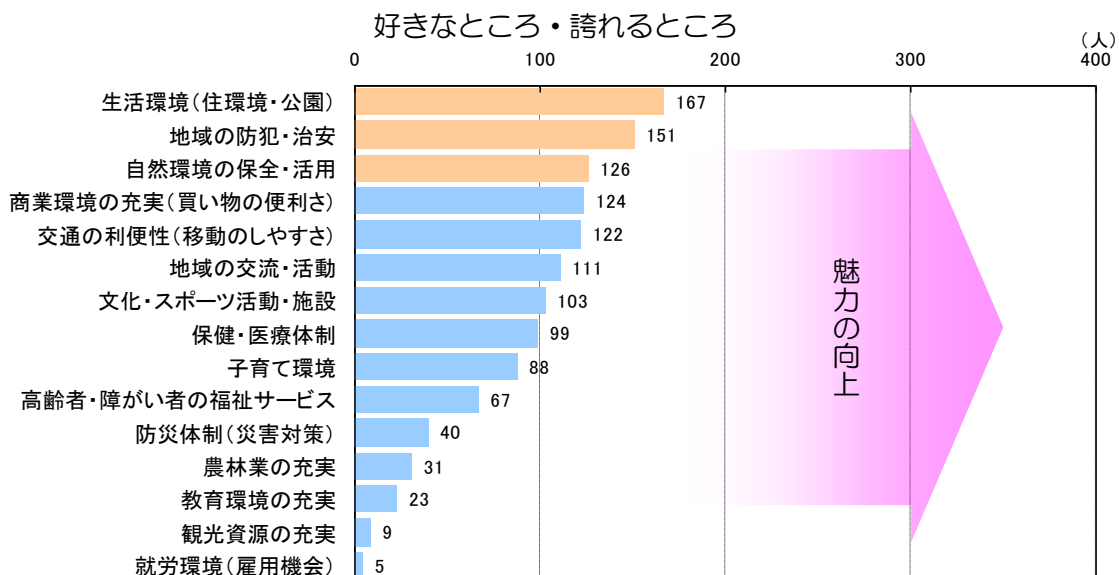
4.

市民意識からみる橋本市

市民による本市全体の評価

平成24年に実施した市民意識調査の結果、本市の「好きなところ・誇れるところ」については、「生活環境（住環境・公園）」、「地域の防犯・治安」、「自然環境の保全・活用」が上位となりました。これら橋本の魅力を活かし、さらに伸ばしていくため、地域の交流・活動を活性化させ、自然環境を保護するなど住みやすさを高めていく必要があります。

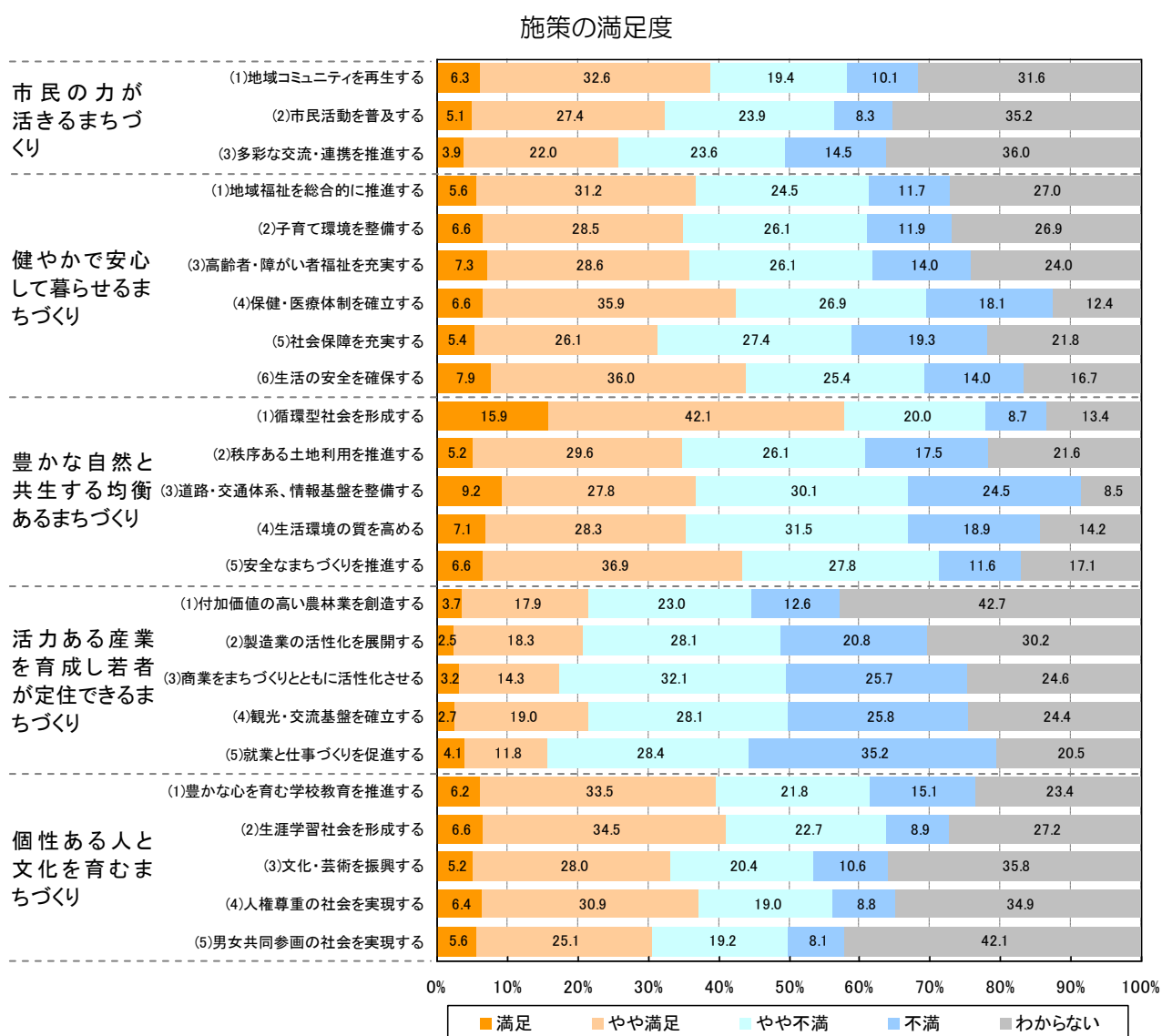
また、本市の「よくないところ・改善してほしいところ」では、「就労環境（雇用機会）」が最上位となっており、産業の活性化・企業誘致による雇用機会の拡大が求められています。また、地域によって評価が異なる項目もあり、居住者の意識を反映した取組が求められています。



■市民による施策の満足度評価

市民による施策の満足度評価では、「循環型社会を形成する」「生活の安全を確保する」「安全なまちづくりを推進する」の満足度が高い状況となっています。一方、「就業と仕事づくりを促進する」「商業をまちづくりとともに活性化させる」「生活環境の質を高める」の満足度が低い状況となっています。

また、市民生活で実感しにくい施策があるものの、満足度の判断ができず、「わからない」と回答した割合が、「付加価値の高い農林業を創造する」「男女共同参画の社会を実現する」「多彩な交流・連携を推進する」などで高くなっており、具体的な施策内容や成果を市民にわかりやすく伝えていくことも重要となっています。



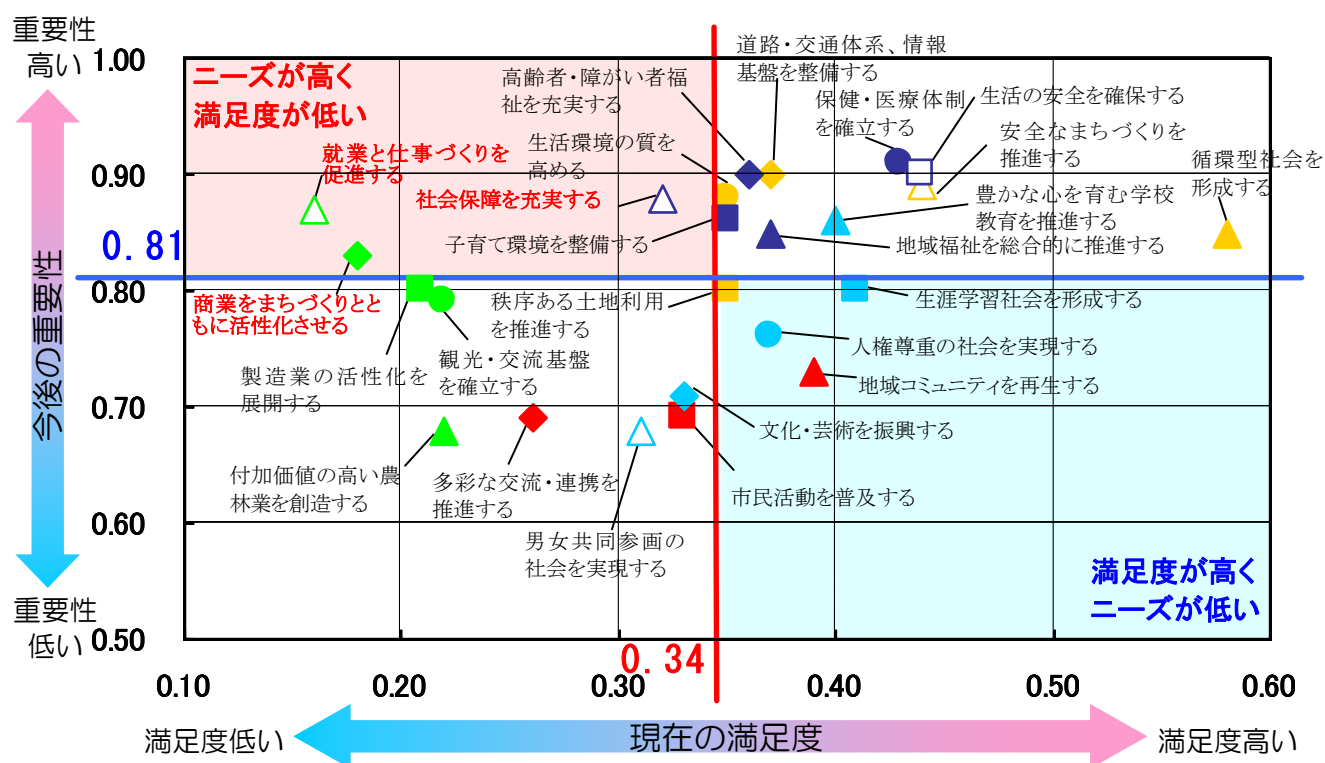
■市民による施策の満足度と重要性の評価

満足度が高い施策は、「循環型社会を形成する」、「生活の安全を確保する」、「安全な街づくりを推進する」、「保健・医療体制を確立する」となっており、現在の取組の継続が望まれています。一方、「活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり」の各施策の満足度は低い状態となっているため、取組の見直し、充実が求められています。

行政に対するニーズが高い施策は、「保健・医療体制を確立する」「高齢者・障がい者福祉を充実する」「生活の安全を確保する」「道路・交通体系、情報基盤を整備する」となっています。ニーズが高い施策のうち、「社会保障を充実する」、「就業と仕事づくりを促進する」、「商業をまちづくりとともに活性化させる」は、ニーズは高いが満足度が低いため、施策の強化、見直し求められています。

一方、「生涯学習社会を形成する」、「人権尊重の社会を実現する」、「地域コミュニティを再生する」、「秩序ある土地利用を推進する」は、満足度が高く行政に対するニーズが低いため、市民の取組を支援するなどが求められています。

市民による行政の取組への重要度と満足度



■本市の課題

- 「生活環境（住環境・公園）」、「地域の防犯・治安」、「自然環境保全」など橋本市の誇れる分野を増やし、連携のとれた施策展開が課題
- 「社会保障を充実する」、「就業と仕事づくりを促進する」、「商業をまちづくりとともに活性化させる」の施策強化が課題

第2部 基本構想

1. まちの将来像
2. まちづくりの基本指標
3. 施策展開の基本方向

1.

まちの将来像

1. まちづくりの基本理念

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えようとしている今、人々のニーズは高度成長期やバブル経済期のような量的な豊かさを求める価値観から、質的な豊かさを求める価値観へと変化しています。

また、地球規模で環境問題が深刻化しており、できるだけ環境への負荷を軽減するため、地域の環境を保全・創造し、地域らしさを最大限に活かした個性あるまちづくりが全国的に進んでいます。

地方分権の進展は地域の特性に応じたまちづくりが可能となる反面、健全な行財政運営の確立と市民サービスの充実が求められます。そのためには、市民と行政との連携の強化、地域住民のコミュニティの充実など、「つながり」や「ふれあい」を深めていくことが重要となります。

そこで、こうした社会的背景や本市の市民憲章を踏まえ、本市では、緑豊かな山々や悠然と流れる紀の川などの自然の恵みを享受し、地域風土に育まれてきた歴史や文化、産業を次世代に継承していくとともに、単に新しいものを追い求めるのではなく、現状を見つめなおし、その質をいかに高めていくかを模索しながら、まちや地域の持続的な発展を目指していきます。

本市のまちづくりは、「ふれあいを深める視点」「環境と共生する視点」「個性を活かす視点」の3つの視点からこの“質の追求”を目指すとともに、その基本理念を次のように定めます。



■まちづくりの基本理念

ふれあいを深める視点

- 人権を尊び 人の和を大切に
夢とやすらぎのある
あたたかいまちをつくります



■まちづくりの基本理念

～ひと・自然・歴史を活かし豊かさを高めるまちづくり～

- 人々が生き生きとくらし、働き、学べること
- まちの緑や水が輝き、個性ある風土が培われること
- 地域に伝わる歴史や文化が大切にされ、未来に継承されること



環境と共生する視点

- めぐまれた自然を生かし
環境をととのえ
水と緑の住みよいまちをつくります



個性を活かす視点

- 伝統を守り 教養を深め
文化の薫りたかいまちをつくります
- スポーツに親しみ 心身をきたえ
健康で明るいまちをつくります
- 勤労をよろこび 技術をみがき
豊かな産業のまちをつくります

橋本市民憲章

【平成 18 年 10 月 1 日制定】

紀の川の清き流れと、豊かな自然にはぐくまれ、遠い万葉の昔から高い文化をきずいてきた橋本市。わたしたち橋本市民は、先人の努力を受けつぎ、自由と平和を愛し、未来にはばたくふるさとづくりをめざし、この市民憲章を定めます。

- めぐまれた自然を生かし 環境をととのえ 水と緑の住みよいまちをつくります
- 伝統を守り 教養を深め 文化の薫りたかいまちをつくります
- 人権を尊び 人の和を大切にし 夢とやすらぎのあるあたたかいまちをつくります
- スポーツに親しみ 心身をきたえ 健康で明るいまちをつくります
- 勤労をよろこび 技術をみがき 豊かな産業のまちをつくります

2. まちの将来像

まちづくりの基本理念に基づき、本市の将来像を次のように設定し、将来像の意味を市民と行政が共有しながら、その実現に向けたまちづくりを進めていきます。

と き 時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本

～将来像の意味を市民と行政が共有化して、その実現を目指していきます～

と き 時間ゆたかに流れ

「ゆとり」とは、物質的に満足しているだけでなく、人々が無理のないくらしができることであり、時間に追われることなく、余裕をもって働き、学び、楽しめることです。

暮らし潤う

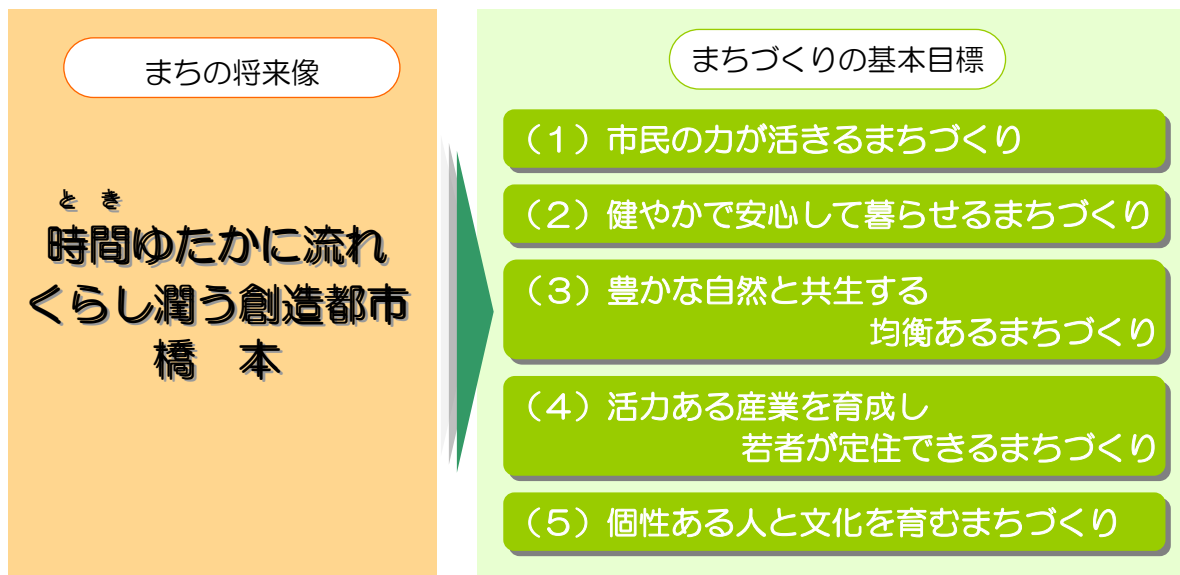
「潤い」とは、市民一人ひとりの個性や能力が尊重されること、人と人との関係が好ましいものであること、人を包む自然環境や都市環境の質がすぐれたものであることなどから生まれるものです。

創造都市

わたしたちは、このような人々の「ゆとり」と「潤い」が生まれることを橋本市の発展と考え、美しい自然や魅力ある歴史・文化資源などを背景に、人と人との支え合いや交流によって生活の質を高めていくことができるまちを目指します。

3. まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けたまちづくりの目標として、次の5つを設定します。



(1) 市民の力が活きるまちづくり

市民の力が活きるまちの実現を目指し、日常的な助け合いや地域での交流などを通じて、さまざまな場面での「コミュニティ力」を高めることによって、互いに信頼し、安心できる地域社会を形成していきます。

このため、区・自治会並びに社会的な公益活動を行う地域の各種団体や NPO、ボランティア等が自主的に取り組む地域活動との連携を図ることにより、その活動の効果を高めるとともに、多彩な交流が活発に行われるまちづくりを推進していきます。

(2) 健やかで安心して暮らせるまちづくり

健やかで安心して暮らせるまちの実現を目指し、すべての市民が健康で生きがいをもちながら、老後や日常の生活に不安のない地域社会を形成していきます。

このため、安心して地域医療や介護サービスなどが受けられる体制の充実とともに、市民の積極的な健康づくりや安心して社会活動ができるまちづくりを推進していきます。また、次代を担う子どもを安心して健やかに育てることのできる環境を充実するとともに、交通安全並びに消費生活の安全の確保や犯罪のないまちづくりを進めていきます。

（３）豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

豊かな自然と共生するまちの実現を目指し、地域資源やエネルギーの保全・活用とともに、無秩序な市街地の拡散防止や減災対策により、市民生活の安全性と質的向上が確保された持続発展可能な地域社会を形成していきます。

このため、環境に配慮した土地利用の規制・誘導とともに、循環型社会の形成に努めていきます。

また、超高齢社会や循環型社会に対応し、高齢者や障がい者などが安心して移動できるまちづくりを推進するとともに、公共交通を中心とした交通体系を形成していきます。

さらに、既存の道路・公園などを有効に活用し、市民にとってより利用しやすい施設としていくとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域が主体となった自主防災組織の育成などに努めていきます。

（４）活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり

活力ある産業を育成し若者が定住できるまちの実現を目指し、大都市近郊の優位性を活かしながら、地域の歴史に培われてきた地場産業の振興や新たな産業の創出により、地域経済の発展と市民の経済基盤が安定した社会を形成していきます。

このため、観光との連携や消費者との交流を図りつつ農林業の振興とともに、個性と魅力ある中心商業地などの活性化を促進していきます。また、環境と調和した企業の誘致や、新たな産業の育成をはじめ、観光産業の育成、高等教育機関の誘致などに取り組み、若者などが住み続けたいくなるまちづくりを推進していきます。

（５）個性ある人と文化を育むまちづくり

個性ある人と文化を育むまちの実現を目指し、お互いを尊重し認め合い、地域の歴史文化や芸術を継承・発展させていく地域社会を形成していきます。

このため、教育の充実により子どもの豊かな心や生きる力を育ていくとともに、人権教育・啓発を推進することにより差別のない人権尊重社会を実現していきます。

また、郷土を学び、さまざまな文化・芸術を創造できる人材を育成していくとともに、地域の歴史的・文化的資源を再発見し、その活用などにより、本市の新たな魅力を創出していきます。

2.

まちづくりの基本指標

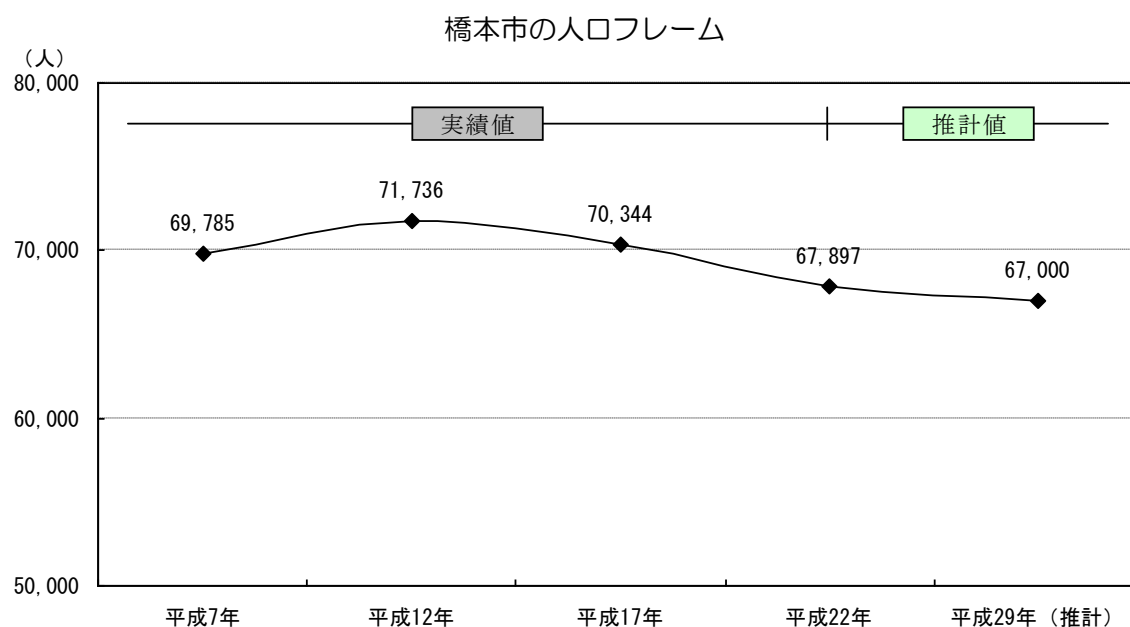
まちづくりの基本指標として、人口フレームと土地利用構想を次のとおり設定します。

1. 人口フレーム：平成 29 年（2017 年）

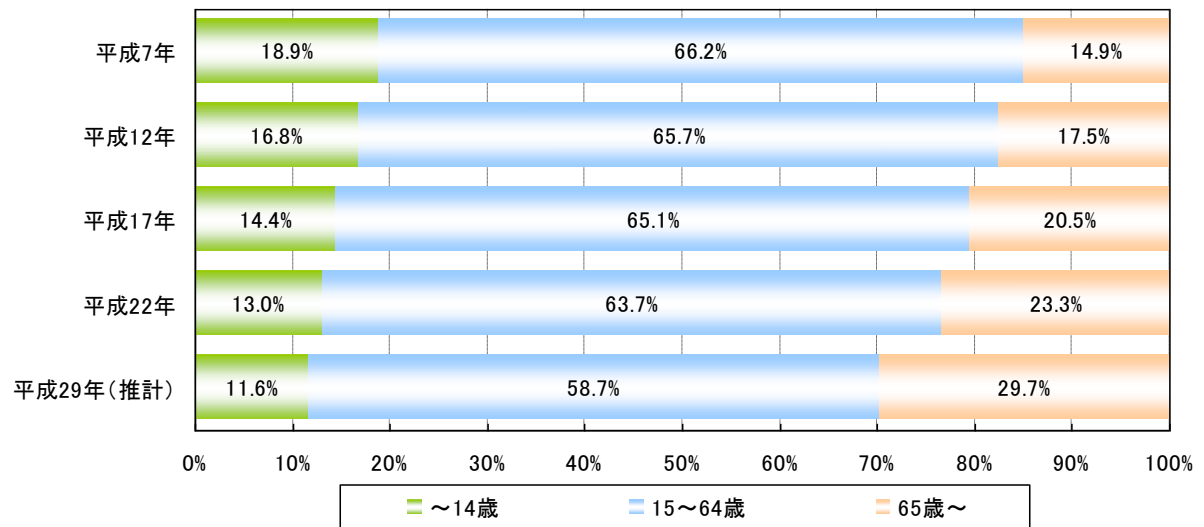
本市の人口は、平成 22 年の国勢調査では 66,361 人となっています。住民基本台帳人口及び外国人登録人口の各年動向をみると、平成 11 年をピークに人口は減少に転じその傾向は現在でも続いている状況です。

本市の将来人口については、住民基本台帳人口及び外国人登録人口を本市の基本人口とし、平成 22 年（2010 年）国勢調査によるコーホート要因法の推計結果を踏まえて算出すると、平成 29 年（2017 年）には約 64,600 人となり人口減少は今後も進むものと想定されます。

本市の人口フレームについては、わが国における人口減少の動向などからも、人口減少は今後も続くものと考えますが、人口減少を最小限に止めるため、人口減少対応施策を行い、子育て支援や定住促進、企業誘致、新たな産業の創出など積極的に展開していくものとして、平成 29 年（2017 年）の人口見通しを 67,000 人とします。



年齢3階級別人口の推移と推計



年齢3階層別人口の推移と推計

(単位：人)

		～14歳 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳～ (老年人口)	合計
実績	平成 7 年	13,189	46,198	10,398	69,785
	平成 12 年	12,052	47,130	12,554	71,736
	平成 17 年	10,130	45,793	14,421	70,344
	平成 22 年	8,859	43,433	15,919	68,211
推計	平成 29 年	7,770	39,330	19,900	67,000

資料：住民基本台帳 3 月末

2. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

本市では、中心拠点や地域生活拠点における居住、商業、業務、文化等の諸機能や、環境調和型産業拠点における産業機能の集積など、都市拠点における機能の集約化を促進するとともに、公共交通を中心とした交通ネットワークへの転換や、豊かな自然環境の保全と良好な景観の維持・向上に努めるなどコンパクトな都市を形成します。

なお、住宅開発地の未利用地については、土地利用構想との整合性を図りつつ、本市の持続的発展を目指し、産業用地などとしての活用を図るなど、土地の有効活用を促進します。

(2) ゾーン別土地利用

①市街地ゾーン

国道 24 号と JR 和歌山線に沿って発達した東西の既成市街地の区域や南海高野線沿いで形成された新市街地等の区域を「市街地ゾーン」とします。このゾーンでは、秩序ある土地利用や建築活動の誘導を図るとともに、県北東部の拠点都市にふさわしい計画的な市街地の形成に努めます。

また、個性と賑わいのある商業地づくりを促進するとともに、自然や歴史に培われてきた地域産業等の生産活動を増進するため工業地を適正に配置します。

さらに、既成市街地等の住宅地では、道路・公園など公共施設の適正な配置とともに、郊外の住宅開発地では良好な住環境の維持・向上に努めます。

一方、市街地及びその周辺では、緑豊かな都市環境と美しい都市景観を形成するため、樹林地や河川の緑の保全に努めます。

【中心拠点・地域生活拠点】

橋本駅周辺を「中心拠点」、高野口駅周辺、京奈和自動車道橋本東 IC 周辺、林間田園都市駅周辺を「地域生活拠点」とし、地域特性を活かしつつ、居住、商業、業務、文化等の諸機能の集積を図ります。

【環境調和型産業拠点】

地域経済の安定した発展や職住近接のまちづくりを推進するため、京奈和自動車道橋本東 IC の北部一帯及び恋野地区の一部を「環境調和型産業拠点」として、周辺環境と調和した企業の誘致に努めます。

②みどりふれあいゾーン

森林と農地などが混在する区域は「みどりふれあいゾーン」とし、里山や農地等の自然や景観の保全を図るとともに、自然・農業体験や環境学習など、市民や来訪者が自然とふれあう場としての活用を図ります。また、集落地においてはコミュニティの維持や農地等の荒廃化に留意しつつ、生活環境の充実など集落環境の向上に努めます。

③みのり増進ゾーン

本市北部の丘陵部や南部の紀の川沿いの丘陵地に広がる優良農地の区域を、「みのり増進ゾーン」とします。このゾーンでは、市街地のスプロール化・拡散化等による優良農地の虫食的な土地利用や荒廃化を防止し、豊かな土地や水資源に育まれてきた地域農産物の高付加価値化と都市近郊型農業を推進します。

④交流レクリエーションゾーン

橋本市運動公園周辺や南部の南宿周辺を「交流レクリエーションゾーン」とします。このゾーンでは、市民の余暇活動や交流の促進に努めるとともに、観光の振興を図ります。

【観光拠点】

やどり温泉いやしの湯周辺を「観光拠点」として、観光・レクリエーション施設の充実や景観の向上に努めるなど滞在型観光機能の強化に努めます。

⑤みどり保全ゾーン

金剛生駒紀泉国定公園を含む市域北部の山地、及びかつらぎ高野山系県立自然公園を含む南部の山地を「みどり保全ゾーン」とします。

このゾーンでは、災害の予防や水源かん養をはじめ、地球温暖化の防止、景観・都市環境の形成など、公益的な機能の維持・増進に努めるため、開発行為の適正な規制等により、豊かな自然環境や景観の保全を図るとともに、治山・治水対策を促進します。

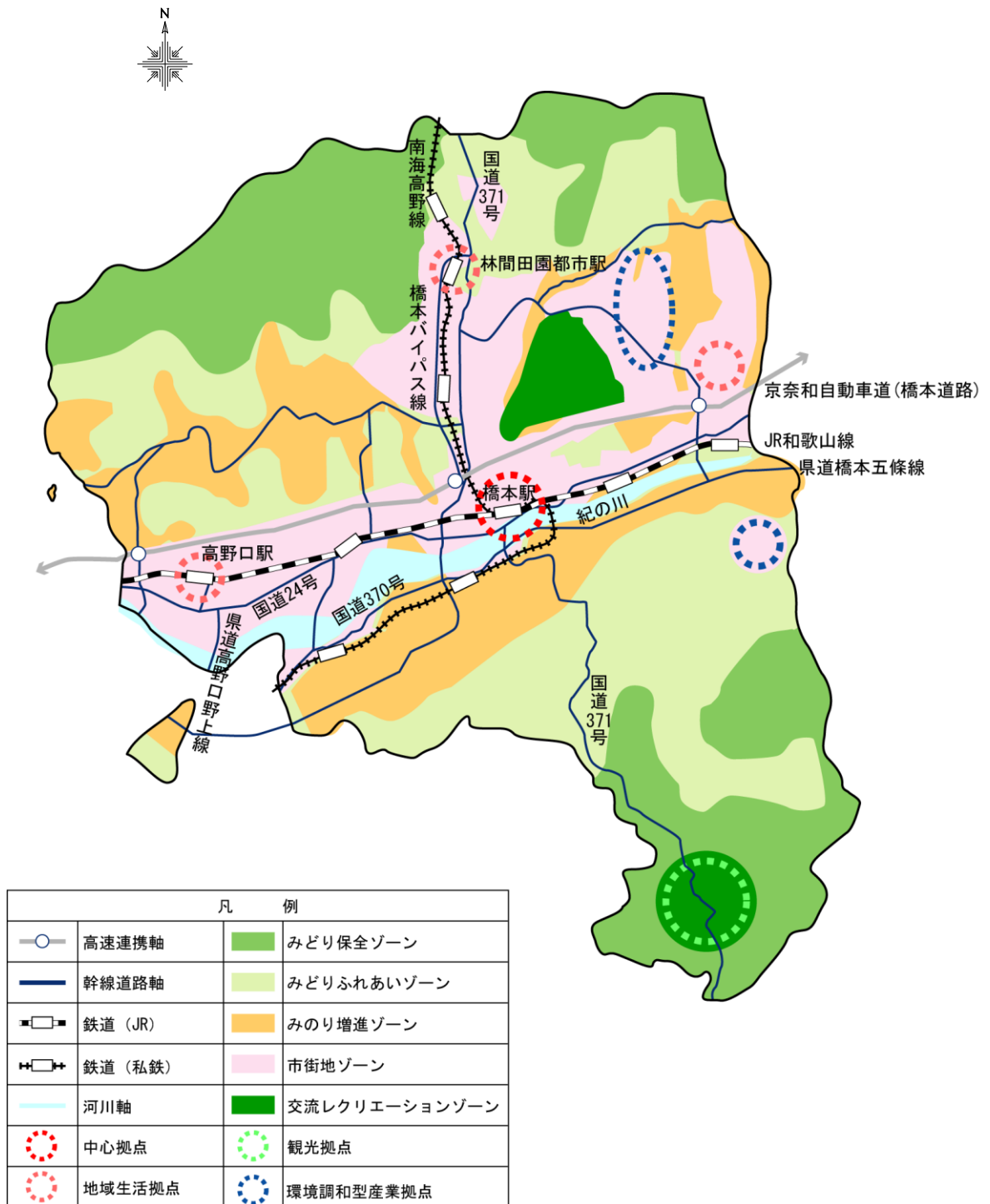
⑥河川軸

紀の川については、ダムによる安定した河川の治水機能が保持されるなかで、多様な交流の場や市民の憩いの場などとして、本市のシンボルとなる美しい水辺空間の創造と活用を図ります。

⑦交通軸

環境負荷の軽減や自動車を利用しない高齢者、障がい者などに配慮しつつ、公共交通を中心に、拠点間や土地利用の各種ゾーンを有機的にネットワークするため、南海高野線、JR和歌山線の鉄道や、国道24号、371号等の道路による連携軸を形成し、これらの軸を骨格として土地利用の適切な誘導を図ります。

土地利用構想図



3.

施策展開の基本方向

I 行政推進の基本姿勢

(1) 市民と地域との連携を強化する

- 市民主体のまちづくりを目指すため、情報公開など行政参加に必要な情報を提供するとともに、まちづくり団体等への適切な支援、市民参画を促進するための体制づくりなどに努めます。
- 公平な施策・事業の推進や協働のまちづくりの普及に向けて、広報活動を積極的に行うとともに、市民ニーズに的確に対応した施策・事業の展開を図るため、広聴活動など市民参画の取組を推進します。

(2) 総合的、計画的な行財政運営を推進する

- 行政サービスをより効率的、効果的に提供していくため、将来の安定的な行政経営を目指して、行財政改革を推進します。
- 各施策・事業の適切な進行管理を図るため、行政評価システムの構築などの仕組みづくりに取り組みます。
- 公共サービスの質の向上と事務・事業の効率化に向けて、情報・通信技術を積極的に導入し、効果的に活用します。
- 市域を超える行政需要や共通課題への対応と公共サービスの効率的な提供に向けて、既存の広域行政や広域連携事業を充実します。

Ⅱ まちづくりの基本施策

1. 市民の力が活きるまちづくり

(1) 地域コミュニティを再生する

- 地域での相互扶助機能の強化や安全で快適な地域づくりを図るため、区・自治会組織の機能を強化するとともに、地域づくりに参画する各種団体・個人との連携を深め、地域コミュニティの再生・活性化に努めます。
- 安全で安心な地域づくりを推進するため、イベントの開催や地域見守り活動など地域を主体としてコミュニティ力を向上する交流活動を支援します。

(2) 市民活動を普及する

- 市民生活のさまざまな課題に対し、地域とともに対応する社会を確立するため、「橋本市協働の基本指針」に基づき、公益的な市民活動団体等と協働の取組を拡大することで、まちづくりの担い手の育成や活動団体の活動強化を促します。
- 団塊世代など市民が持つ豊富な知識や経験、技能を、地域のコミュニティ活動や安全・安心の取組などに活かす機会を拡充し、地域の人材力を高めます。

(3) 多彩な交流・連携を推進する

- 産業振興、雇用開発、生涯学習などをより効果的に推進していくため、行政と企業、大学・研究機関等の交流の機会を推進します。
- 社会問題の複雑化、市民ニーズの高度化などに対応し、大学の高度な専門知識・技術などを活用する連携協力を推進します。
- 世代や地域を超えた、幅広い交流機会を拡充するため、地域でのイベント活動を推進します。

2. 健やかで安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域福祉を総合的に推進する

- 市民一人ひとりが「わ」でつながり、お互いの絆を深め、あらゆる分野が横断的に連携し、誰もが幸せを感じることができる地域社会を目指すため、保健福祉センターを福祉の中核施設とし、子育てや高齢者等の社会参加などを支援します。
- 高齢者や障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、効率的・総合的な地域福祉の体制づくりに努めます。さらに、地域の各種団体や NPO、ボランティア等の相互連携のもとに、コミュニティにおける助け合いを支援します。
- 高齢者や障がい者（児）が社会参加できるように、道路・施設のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進と、普段の外出を容易にする外出支援の充実を図ります。
- 各種福祉制度の公平な享受・普及を図るため、福祉に関する相談・指導体制を充実します。

(2) 子育て環境を整備する

- 心身ともに健康に明るく子育てができ、かつ子どもが健やかに育つよう、母子保健活動や出産・子育てに関する学習機会や相談・指導の充実、子育てサークルの育成、学童保育の充実など、総合的な子育て支援の強化を図ります。
- 幼保環境を充実するため、幼保一元化施設（認定こども園）の整備を図り、運営において民間委託を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応や家庭の子育て支援等に取り組みます。
- 子どもの健全な育成と主体性を尊重するため、人権擁護と虐待防止に努めるとともに、ひとり親家庭に対する生活自立支援や就労支援などに取り組みます。
- 子どもが安心して日常生活を送れるよう、地域とともに防犯体制などの充実に取り組みます。

(3) 高齢者・障がい者福祉を充実する

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと活躍できるよう高齢者の個々の能力に応じた介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に提供する地域包括ケアの展開に努めます。
- 障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の自立支援や就労支援を推進します。

(4) 保健・医療体制を確立する

- 健康でいきいきと過ごせるよう、健康維持や保健に対する啓発、健康診査や生活習慣病対策、相談・指導体制の充実など、健康づくりと疾病予防に資する取組を充実します。特に、生活習慣病予防についての取組を強化するとともに、積極的な健康づくりを図ります。
- 安心して子育てができるよう各種健診、相談、教室などを通じて不安を解消し、子育てに関する情報の周知に努めます。
- 必要な時に適切に医療が受けられるよう、効果的な保健・医療サービスの提供体制を充実します。
- 健康増進、疾病予防、治療、リハビリテーションまで一貫した支援を行えるよう、保健・医療・福祉の相互連携を強化します。
- 市民病院については、高度診療機能を備えた基幹病院として、患者本位の医療の実現に向けその専門性を発揮し、二次医療圏内の指導的役割を果たすとともに、防災拠点病院、地域がん診察連携拠点病院としての機能充実に努めます。

(5) 社会保障を充実する

- 低所得者の経済的自立を支援するため、生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、生活相談・就労指導を充実します。
- 市民の安定した老後生活に向けて、国民年金制度の周知に取り組みます。
- 必要な時に安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険の適切な運営や医療費の適正化を図ります。

(6) 生活の安全を確保する

- 火災を未然に防止するため、防火意識の普及・啓発や安全指導の充実などに努めます。
- 救急救命体制の強化を図るため、医療機関等の受け入れ体制の充実や救急救命士の育成に努めます。
- 交通事故を防止するため、交通安全教育や安全な交通環境の充実などに努めます。
- 犯罪のない社会づくりを目指すため、防犯意識の向上や地域における防犯活動の充実に努めます。
- さまざまな消費者問題を未然に防ぎ、また、問題が発生した場合には適切・迅速に対応できるように、消費者教育の推進、消費者問題に関する情報提供、相談活動の充実などに取り組みます。

3. 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

(1) 循環型社会を形成する

- 地球温暖化の抑制に向けて、環境負荷が小さく、資源の循環による持続可能で快適なまちづくりを進めます。
- エネルギー政策の転換を受けて、グリーンエネルギー革命の実現に向け、家庭や企業などの節電・省エネルギーの推進を図るとともに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 資源循環型の社会実現に向けてごみの減量化やリサイクルの推進とともに、環境教育や美化活動などを促進します。
- 広域行政の連携のもと効率的な廃棄物処理に努めます。また、最終処分場については、減量化を進めるとともに、施設の改修など延命化に努めます。

(2) 秩序ある土地利用を推進する

- 自然環境の保全や生産基盤・商業環境の充実、良好な住環境の形成などに向けて、土地利用の適正な管理を図ります。
- 都市生活でのさまざまなサービスを効果的に享受できるよう、都市拠点の集約的整備を進めます。また、京奈和自動車道 IC 周辺及び幹線道路の供用に伴う沿道土地利用の適切な誘導を図るとともに、市街地の無秩序な外延化を防止します。
- 本市がこれまで培ってきた風土景観の保全と創造に努めるとともに、個性と魅力ある都市づくりに向けて、花と緑豊かな都市景観の形成に努めます。

(3) 道路・交通体系、情報基盤を整備する

- 超高齢社会への対応や環境への負荷の軽減などに努めるため、公共交通の利便性の向上や利用の促進に努めます。
- 定住化の促進や地域経済の安定した発展を図るため、関係市町などとともに、大阪都市圏等との移動時間の短縮をはじめ、広域的な交流連携を高める広域交通ネットワークの形成に努めます。
- 市民生活の利便性向上や行政サービスの充実に向けて、関係機関と連携して情報・通信基盤の整備に努めるとともに、情報・通信技術の活用に際して、個人情報の漏えい防止やプライバシー保護に努めます。

(4) 生活環境の質を高める

- 安全で良質な水の安定供給に向けて、施設の適切な維持管理を行うなど上水道の整備・改修を進めます。
- 都市衛生の向上と洪水などに対する都市防災機能の向上に向けて、適切な下水処理の推進を図ります。
- 定住促進や地域コミュニティの維持に向けて、事業者と連携して良好な住宅地づくりや入居促進に取り組むとともに、市営住宅においては、ストック総合活用計画の推進や、長寿命化計画に基づく適切な管理等に努めます。
- 住民の憩いや多様な交流を促進するため、より安全で利用しやすい公園・広場などの改善に努めます。

(5) 安全なまちづくりを推進する

- 今後起こり得るさまざまな危機事象に備え、関係機関との連携や広域的な連携も含めて、危機管理体制を強化するとともに、消防体制の向上に努めます。
- 東海・東南海・南海地震など大規模地震に備え、減災の観点で耐震診断、耐震改修を促進するとともに、公共建築物の耐震不燃化や、緊急交通路・避難路の確保に努めます。また、自主防災会の対応能力の向上など地域における共助のまちづくりを推進します。
- 森林、農地等の持つ防災機能の確保に向けて、自然環境の保全や緑化の推進に取り組めます。
- 治山・治水事業の充実を国・県に要請するとともに、中小河川・ため池についてはその安全性を高めるための整備を進めます。

4. 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり

(1) 付加価値の高い農林業を創造する

- 農業生産の維持や農業経営の安定に向けて、生産基盤の充実や担い手・生産組織の育成など経営主体の強化によって、都市近郊型農業の振興を推進するとともに、遊休農地の発生防止や利活用を促進します。
- 林地の保全とともに林業経営の安定を図るため、林道網の整備、森林組合の活性化、森林ボランティアの育成・導入など林業をさらに充実します。
- 農林業の振興に向けて、付加価値の高い農業生産や販売ルートの開拓・強化を目指すとともに、柿や鶏卵等の特産品の紹介など情報発信の強化や、観光や商工業との連携を図りつつ、加工業の育成とあわせて新たな特産品の開発を促進します。
- 農地及び森林を市民の休息・保養や学習・交流の場としてとらえ、観光農園化の推進や森林保養機能の整備など、新たな展開を促進します。

(2) 製造業の活性化を展開する

- 地場産業においては、経営の安定化やへら竿、パイル織物など地場製品の優れた産業技術の継承や情報発信などに取り組むため、関係団体や大学などと連携して、技術・商品開発、販売ルートの開拓、人材の育成など経営体質の強化を促進します。また、関連イベントの開催、体験・学習メニューの開発、情報発信の強化など、多面的な展開を促進します。
- 雇用の場の創出や地域経済の安定した発展に向けて、物流効率などを高める京奈和自動車道などの広域道路網の整備を促進し、周辺環境との調和に配慮した企業誘致に努めます。

(3) 商業をまちづくりとともに活性化させる

- 商店街共同施設・共同事業の推進、空き店舗、空き地利用の活用など、地域住民の協力を得ながら、バリアフリー化や景観にも配慮した快適な買い物環境の整備を推進し、その活性化に努めます。
- 商店街組織の育成・強化、核となる人づくりなど、商業団体の組織及び機能の強化を促進します。

(4) 観光・交流基盤を確立する

- 観光・交流産業の確立に向けて、観光協会の機能充実や観光ボランティアなどの体制づくり、観光情報の発信力強化、観光拠点の整備、観光資源の広域ネットワーク化など、繰り返し訪れてもらえる観光地づくりに努めます。
- 観光・交流産業の発展に向けて、埋もれた観光資源の発掘と整備を進めるとともに、広域の関係機関との協働による新たな観光メニューの開発を進めます。
- 世界遺産の玄関口として 10 年を迎え、訪日観光の促進に向けた多言語表示・案内など受入環境の整備や国内外への情報発信などを進めます。

(5) 就業と仕事づくりを促進する

- 職住近接や生活の安定・向上などの就業ニーズに応えるため、企業立地を促進するとともに、関係機関と連携して求職情報の提供や職業能力開発等の支援を行うなど、多様な就業の機会と場の拡充に努めます。
- 市内産業の活性化を図るため、起業・創業に対する支援を努めます。
- 男女の固定的な役割分担意識の改革や就業と子育てとの両立などのために、事業主に対する職場環境づくりの啓発や子育てしやすい環境の整備に努めます。

5. 個性ある人と文化を育むまちづくり

(1) 豊かな心を育む学校教育を推進する

- 豊かな人間性や確かな学力を育み、「生きる力」を身につけることができるよう、教育内容と体制の充実に努めます。
- 園児一人ひとりが人間性・社会性の基礎を培い、豊かな感性や創造性を育むため、就学前教育の充実に努めます。
- 障がいのある児童・生徒が、障がいの種別や程度に対応した教育を受けられるよう、障がい児教育を充実します。
- 豊かな感性とたくましく生きる力を育むため、橋本市小中一貫教育を更に推進します。
- 児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、学校施設の整備・改善を進めるとともに、地域とのつながりを強めるため、施設の有効活用を検討します。
- 児童・生徒の健やかな成長や食教育を目的として、学校給食の充実に努めます。
- 児童・生徒の適切な教育環境を確保するため、橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、学校の規模配置の適正化を進めます。また、認定こども園の整備に努めます。

(2) 生涯学習社会を形成する

- 市民一人ひとりのライフスタイルに合った主体的な生きがいづくりや知識・技術の習得を支援するため、生涯学習の機会の創出と内容の充実に努めるとともに、施設機能と体制の充実に努めます。
- すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめるよう、指導体制の強化や地域スポーツクラブの育成など支援体制を充実し、スポーツの振興を図ります。
- 家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供等に努めます。
- 心身ともに健全で、社会の構成員としての自覚と責任感を持った青少年を育成することができるよう、青少年の健全育成に努めます。

(3) 文化・芸術を振興する

- 地域に伝わる伝統や固有の風土を大切にし、ふるさとを愛する心を育むことができるよう、伝統の継承と文化財などの保護・活用を促進します。
- 市民が心の豊かさやゆとりを実感・体験できるよう、文化・芸術活動を支援するとともに、地域の個性を活かした新たな文化の創造を促進します。
- 視野の広い国際感覚と異文化への理解を育むため、さまざまな分野において国際交流を促進します。

(4) 人権尊重の社会を実現する

- すべての市民が等しく尊重され、安心して暮らすことができ、個性が発揮できるまちづくりを実現するため、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分に尊重した行動がとれるように人権教育・人権啓発を推進します。
- 人権擁護については、人権擁護機関と連携を密にして、より充実した相談活動を推進します。

(5) 男女共同参画の社会を実現する

- 女性と男性が真に対等な立場で社会活動に取り組み、市民一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、男女共同参画を推進します。
- 市の政策及び方針決定過程への女性の参画を促し、男女がともにまちづくりを進める環境を推進します。
- 男女共同参画社会づくりに向けて社会の制度や家庭や地域での慣行の見直し、男女の人権の尊重に対する理解を促す広報、啓発活動を推進します。また、女性の抱える諸問題の解決のための相談体制の整備を図ります。